

安田内科病院 身体拘束最小化チームに関する指針

I 基本指針

① 身体拘束の原則禁止

原則として、利用者に対する身体的拘束及びその他の行動制限を禁止する。

② やむを得ず身体拘束を行う場合

患者本人または他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会及び最小化チームを中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

③ 日常の留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に以下のことを取組む

- i 患者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する
- ii 言葉や対応等で精神的な自由を妨げない
- iii 患者の思いをくみ取り、多職種協働で個々に応じた対応に努める
- iv 患者の安全を確保する観点から自由を妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会・最小化チームにおいて検討する
- v やむを得ないと拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら援助する

II 身体化高速最小化推進体制の構築

・身体拘束最小化チームの設置

- ・当院では多職種による身体拘束最小化チームを設置し、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない取組を行う。

○構成員：医師・看護師・リハビリ・管理栄養士・その他の職種

○役割：身体拘束適正性の審査、各病棟への巡回、職員研修の企画（年2回）、データの分析

○委員会の開催：3ヶ月に1回以上開催

・身体拘束最小化の推進担当者の設置

○看護師等の専任の担当者を病棟ごとに配置し、日々のケアにおける拘束最小化を主導する

・薬剤適正使用に関して

○身体拘束のみならず、不必要な精神安定剤等の投与による化学的拘束を防止するため、薬剤の効能・副作用を正しく理解し、多職種連携のもとで必要最小限の薬剤適正使用を徹底する

III 患者（利用者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各病棟等に掲示するとともに、ホームページに掲載し、患者・家族・職員が閲覧可能とする